

藤沢市建築審査会条例の一部改正について
藤沢市建築審査会条例の一部を次のように改正する。

2016年（平成28年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市建築審査会条例の一部を改正する条例

藤沢市建築審査会条例（昭和40年藤沢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一つに」を「いずれかに」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「および」を「及び」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、建築基準法が改正されたことに伴い、藤沢市建築審査会委員の任期を定める等の必要による。